

葦の家福祉会だより

ご挨拶



先日、ある公園の脇を歩いていると、たった一本きりですっと伸びたオレンジ色のポピーを見つけました。私はしばらく足を留めて、その花びらを見つめていました。街かどの雑踏の中、明るい日差しを浴びた花びらは可憐で、生命の逞しさを見る思いがしました。

ご存じのとおり、当会では先に亡くなられた山浦時男副理事長の後を追うように大石敏子理事長が逝去されました。お二人のお姿を見かけることができなくなり、とても寂しく感じる今日この頃です。故人のご冥福をお祈りする次第です。

さて、私こと4月14日の理事会において理事長に選任されました。理事会の日、私は「葦の家」との出会いの日を思い出しました。あれは確か20数年前のことで、まだ「葦の家」が無認可作業所と呼ばれた時代のことでした。当日は那珂川町でレクリエーションが開催され、そこで私は、大石さん、友廣さんと出会いました。今から思えば、何かのご縁だったのかも知れません。それから、法人化された「葦の家」の評議員となり、理事となり、10年余りが過ぎました。

当会におきましては、一昨年、皆様方のご支援のもと「障がい者地域生活支援センター・りーど」ケアホーム「すてっぷ」を立ち上げることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。私たち役員並びにスタッフ一同、感無量のものがありますが、山積した課題を抱え、つぎのステップへと進んで行かなければなりません。当会は、現在約460名の実利用者と110名のスタッフを擁し、福岡市内でも有数の事業所へと発展しています。これから中期5カ年計画のもと、グループホームの建設へと進んで参ります。仲間やご家族の高齢化を思うと、そうすることが当会に課せられた課題であると信じます。私たち役員、スタッフ一同、仲間や家族の笑顔を大切に権利擁護の視点を念頭に置きつつ、これからも精進して参ります。どうぞよろしくお願い致します。

社会福祉法人葦の家福祉会
理事長 福山良弘

平成 26 年度葦の家福祉事業報告

I. 実施事業

1. 障がい福祉サービス事業

生活介護葦の家 短期入所葦の家・松原事業所・りーど葦の家
居宅介護、行動援護、同行援護(ヘルパーステーションほっとほっと)
共同生活援助すてっぴ、重度障がい者等包括支援事業りーど
計画相談支援

2. 地域生活支援事業

日中一時支援(葦の家・りーど/福岡市、宇美町)
移動支援(ヘルパーステーションほっとほっと/福岡市)

3. 福岡市委託事業

福岡市城南区知的障がい者相談支援センター
福岡市屋形原特別支援学校放課後等支援事業(公益事業)
福岡市虐待防止緊急一時預かり支援事業
福岡市福祉避難所

4. 障がい者地域生活支援センター「りーど」の管理

- *事業報告、財務諸表、役員体制等の情報を機関誌、HP、常備文書等で開示した。
- *苦情受け付けは0件だった。

II. 重点方針の評価

〈総論〉

中期計画策定、各事業のライン形成、財務管理の強化等運営面では一定の前進を見たが、スタッフの確保・育成、生活支援サービスの質の担保、ショートステイ事業の管理等に課題が残った。法人運営においては、山浦副理事長、大石理事長が逝去されるという事態に直面した。中期5カ年計画の遂行、今後の法人事業の継続的発展を支えるために、本部機能の整備や新たな法人基盤の確立が求められている。また、ますます人材確保が難しさを増しており広報体制も含め創意工夫が必要である。

〈前進事項〉

- (1) 平成27年～31年度に係る第3次中期計画を策定した。新たなホーム整備、就労支援事業、アート活動拠点、障がい児支援、地域生活支援拠点機能強化事業、高齢化対策等を盛り込んだ5カ年計画を中期計画策定委員会と4部会の協議により策定した。作業過程に中堅職員層以上を参画させ、基本コンセプト、マップ図等を作成した。
- (2) 事業全体の利益率12%を達成し、財務体質改善の糸口が見えたが、他方、ショートステイ部門で大きな赤字が今年度も出た。
- (3) 福祉サービスのサービス等利用計画作成を相談支援センター各事業所が連携し、年度内に通所利用者全員が移行した。
- (4) 障がい者権利条約の水準の新たな障がい概念、理念を学習し、差別禁止、65歳介護保険移行問題等の当事者運動に参加した。
- (5) 葦の家、りーど単位で地域の清掃、祭りや運動、町内会活動等に人員の動員、備品提供を含め参加し、4丁目1区町内会に毎月、葦の家を会合の場として提供した。

〈未達成、課題事項〉

- (1) 法人本部体制及び各事業間の連携の強化。
- (2) 中期計画最終年度として地域生活支援事業の基盤強化、安定化については、スタッフ確保、研修体制の整備、ショートステイの赤字等に大きな課題が残った。
- (3) スタッフの育成プログラム、体制を確立する。
- (4) 法人事業の広報活動。
- (5) 備蓄品ストックやクライシスマネジメント等の防災対策及び福祉避難所機能の整備。

平成 27 年度葦の家福祉社会事業計画

事業方針

1. 第 3 次中期計画事業開始年度として、初年度整備事業に着手し確実に実行する。
 - (1) グループホーム 2 号館を開設する。
 - (2) 放課後等デイサービスを開設する。
 - (3) 日中活動事業所開設の準備を行う。
2. 中期計画関連事業及び各事業遂行に必要な経営基盤を担保しうる組織強化を図る。
 - (1) 本部機能の強化と再編。
 - (2) 拠点区分内・間の連携を強める。
 - (3) 理事会、評議員会の機能を強化する。
 - (4) 中期計画の遂行及び次世代の構成員、関係者にも浸透し得る新たな理念を作る。
3. 法人各事業を担いうる人材の定着、確保、育成を行う。
 - (1) 今後の中期計画事業を担いうる人材確保に法人全体で取り組む。
 - (2) 法人のDNAと福祉のミッション、標準的な業務・支援力の浸透、主体的な課題解決、改善力の向上を図る。
 - (3) 職員の働きやすい環境整備を行う。
4. 事業所開設 30 周年記念事業実行委員会で企画検討し、記念事業を行う。
5. 地域に共生社会の理念を反映する交流、貢献的活動に取り組む。
6. 福岡市や地域と連携し、防災体制及び福祉避難所の整備を行う。
7. 障がい者権利条約の水準の新たな障がい概念、理念を学習するとともに、差別禁止、65 歳介護保険移行問題等の当事者運動等を行う。
8. 法人及び各事業の事業、実践等をHP、広報誌、実践報告誌等で行政、地域、ボランティア、関係者、求職者等に広く広報する。



法人人事

【役員・評議員】

理事長 福山良弘 監事 吉浦秀紀 石松周
理事 坂本良二 中原義隆 樋口四郎 池上洋一 友廣道雄 小関正利
評議員 入江京子 吉田修一 大川絹代 秋根喬 永井夏代 淀川真智子 末次恵一
豊村佳代子 藤環 上片野亮 事務局 鳥巢 大西

【採用・退職/常勤職員】

- 採用（葦の家）生活支援員 3 名 （放課後等支援）支援員 1 名
（すてっぷ）生活支援員 1 名
（相談支援センター）相談支援員 1 名 （事務員）本部 1 名・りーど 1 名
- 退職（3月31日付） 本部 1 名、葦の家 2 名、ヘルパーステーション 1 名

訃 報

去る3月22日未明、当法人の大石敏子理事長がご自宅にて逝去されました（享年78歳）。悪性腫瘍を患われ、5年間の闘病生活を送られましたが、終末期は重い障がいのある息子様とともに過ごす道を選ばれました。故人の遺志を尊重させていただき、関係各位への連絡が遅くなりましたことにご理解の程お願い申し上げます。故人は、養護学校時代には、PTA 活動で体育館やプールの設置、スクールバス運行などに尽力されました。高等部卒業後、どこにも行き場がなかった卒業生のために、無認可の共同作業所を開設し作業所の法人化を実現されました。無認可作業所時代から障がい者の支援は専門性がある。自前でお金を作っても職員を確保しなくてはならない。との思いから資金作りに奔走され苦難の道を歩まれました。葦の家開所時は一時、国の認可が降りず法人化の道が閉ざされ、ご心労から黒髪が白髪になり難聴になられました。平成20年に福岡市が重度障害者医療費助成制度の一部有償化を打ち出された際には、当事者団体の代表として、議会請願の先頭に立たれ撤回に貢献されました。行政や議会を陳情で回られる際に、初期症状だったであろう背中が痛いとしきりに言っておられたことが思い出されます。何事もふつうを大切に、公平と愛に生きた方でありました。最後に、理事長の合言葉だった“みんなは一人のために、一人はみんなのために”という一文を添えさせていただきます。



去る1月5日、山浦時男副理事長がご逝去されました。故副理事長は、市役所在職中には、市有地貸与先に無認可作業所に門戸を開いていただきました。他にも行き場のない重度の障がい児者のために市独自の制度創設に尽力されるなど福岡市の障がい福祉施策の充実に大きな貢献をされました。退職後は、大地や葦の家など重度障がい者の支援現場の環境改善にご努力いただきました。今後、ご遺志を引継ぎ利用者の立場に立った事業所や制度作りにもまい進していく所存です。

平成 27 年度生活介護事業所の方針及び事業計画

基本方針

葦の家の理念は、「障がいがあっても地域の中でふつうの暮らし」を実現することです。これまで利用者や地域のニーズに応える事業を展開し、今後、生活介護事業としては、総合支援法に基づきながら、葦の家福祉会第3次中期5カ年計画（H27.4～H32.3）に沿った通所事業所づくり（第2の生活介護事業所および就労継続支援B型事業を含む就労支援事業）を展開し、日中働く環境（通所事業所の利用）を提供したいと考えます。

基本となる支援方針は、

- ① E；エビデンス（根拠）に基づく支援を行うこと
- ② A；アカウントビリティ（説明責任）を果たすこと
- ③ T；チームアプローチを支援の柱にすること

を持って支援を行い、適切な環境設定を行うことで仲間一人一人のエピソードを大切にしたい QOL の向上をめざすことです。支援員の基本理念は、

- ① M；ミッション（任務や役割）を果たす支援者
- ② V；ビジョン（先の見通し）を持った支援者
- ③ P；プライド（自らに誇り）を持つ支援者

を持った職員の育成が最重要課題と捉え、今年度は、組織（分掌）の中に支援部を新設し、支援員の資質向上を図るために SV 機能を持たせた組織をめざします。

事業方針

葦の家基本方針を具現化するために事業展開を行います。事業展開の基本方針は、以下のとおりです。

I. 基本となる事業の展開方針

- (1) 働くことができる環境づくりと事業展開
 - ・ 働く場を意識した生活介護事業所を展開し、名称についても検討します。
 - ・ 第2生活介護事業所及び、就労継続支援B型事業所の検討推進を図ります。
- (2) 働く場面（場所）をニーズに応じて選択できる体制づくり
 - ・ アート（創作）活動や農業分野の検討推進その他、多様な働く場面の創生を図ります。

II. 具体的事業方針

1. 働く環境づくり(含改善)事業

仲間たちの QOL 向上をめざし、働く場所の環境設定と改善を行い自己効用感（自分が役立っているという生活実感）が高まることをめざした支援と作業（活動）内容の創生を全職員で取り組みます。また、支援スキル向上、支援のための構造化をめざします。

2. ライン形成事業

就労支援に向けた事業展開をめざすと同時に、生活介護事業の安定した予算編成と執行を行い、労務管理を含む管理・運営体制と確実な報告・連絡・相談ができる組織化された葦の家づくりを行います。（誰に相談すればよいのかが分かる組織体制づくり）

3. 人材育成事業

障害者権利条約や総合支援法等を学び、充実した研修計画を立てる中で、仲間の将来の地域生活に向けた支援を行うことをめざし、ホームヘルプ、グループホーム、ショートステイ、相談支援との情報交換の緊密化を図ります。今年度は、3年計画の研究テーマである「障が

い特性を理解し、ニーズに沿った支援ができる葦の家支援員」をめざして努力するスキルアップ研修最終年度です。

4. 支援部の新設

2名の支援部員を分掌に配置し、SV機能を発揮させることで研究テーマの達成を図ります。今後とも、葦の家の仲間に対する理解の輪（和）が広がりますようお願い申し上げます。

生活介護事業 葦の家
管理者 小 関 正 利



在宅サービスの現状と課題

I. 「障がい者地域生活支援センター りーど」

障がい者地域生活支援センターが開設して今年の5月で3年目に入りました。

居宅介護事業、福岡市城南区知的障がい者相談支援センター、重度障がい者等包括支援事業、短期入所（日中一時支援事業も含む）、共同生活援助の5事業所で構成されています。

昨年度から、サービス等利用計画が福岡市でも本格化し、相談支援センターの業務量は誰の目からみても明らかなほど多忙になっています。また、たくさんの計画相談事業所から短期入所やヘルパーステーションへの新規依頼のお問い合わせも多くあります。

在宅サービスが充実し、ご利用者様・ご家族様が安心して生活できることが一番の願いです。しかし、同時に事業所課題にもなっています。現在ご利用頂いている方、全てのご希望に添えられない上に、新規利用者の方を受け入れるということは、どういうことが起こるのでしょうか。当然、事業所としてはスタッフの確保、人材育成には全力で力を注いでいます。技術向上のための研修、事故防止のためのヒヤリハット・事故防止対策委員会の強化など改善できるところは意見交換を重ねています。最近、一事業所の運営努力でカバーできる問題ではない領域があると感じています。

II. 「居宅介護事業」

「ヘルパーステーション ほっとほっと」では、『行動援護の事業所数が少ないこと』や『男性のご利用者様が多いのに対し男性スタッフの確保が難しいこと』については、長年解消されずにいる課題です。近年では、放課後等デイサービスの増加によりご自宅におられる時間がほとんどなくご本人様の最近の様子や強み(出来ること、得意なこと)、課題をお尋ねしても明確な回答を頂けないご家庭も少なくありません。勿論、上手に活用されているご家庭もあります。この環境(ライフサイクル)がご本人様の意思に反映しているケースがどのくらいあるのでしょうか。

III. 「サービス等利用計画」

サービス等利用計画が進むことで、以前からご相談頂くことが多かったご家族様の悩みが一つでも解消されることを望みます。私達はこれまで、在宅で生活される方が安心して生活が送れていないことが多く、福祉と療育(学校)、医療の連携がとれず家庭機能の維持が困難なケース、不登校など深刻な状況をヘルパーは目の当たりにしてきました。そのご本人様を取り巻く関係機関への連携も

求めてきました。まだ、「福祉」と「教育」の壁が高く、専門性ある「療育」、家に帰れば「福祉」と生活が切り離されている状態が良い状況ではないと思います。だからこそ、情報共有を行い各々の役割を確認し合いながら本当の意味での連携が必要であると感じています。

これからもご本人様を中心に、その人らしい生活を送るための支援提供に努め、ニーズに応えられる事業展開を推進していきたいと思ひます。

りーど副センター長 豊村佳代子

法人第3次中期計画策定

理事会、評議員会で2015年から2019年度まで5年間の第3次中期事業計画が承認されました。利用者アンケート、福岡市の実態調査、先進事業所視察、行政の制度情報などをもとに別紙の計画を策定しました。今回の計画では、居住の場、作業支援、児童支援、相談支援の充実に加えて、訪問看護や福祉有償運送事業などのきめ細かな在宅サービスも整備します。利用者アンケートでも、現在、将来にわたる在宅生活の不安や悩みがたくさん寄せられました。今後はグループホームに象徴されるように、家族の有無や状況に関係なく、少しでもご本人の個性や力が発揮され、地域で人間らしいふつうの生活が実現できるような支援や事業展開をめざします。実現に向けご支援、ご協力をお願いいたします。

法人本部長 友廣道雄

福岡市保健福祉総合計画（障がい者分野）についての提言

福岡市では今年度、福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、平成28年度～32年度5ヶ年の地域、高齢、障がいの各福祉計画の施策を総合的にとりまとめた基本方針が立案されます。本法人は、各機会を通じて以下のような提言を行っています。

1. 地域生活支援の要であるグループホーム、ホームヘルプ、ショートステイの充実を

福岡市内の障がい者の地域生活支援の充実を図るために、グループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ等の在宅サービスを強化してください。特に市内で受け入れ先が不足している短期入所、日中一時支援のショートステイの充実を図ってください。

2. 重度障がい者のグループホーム利用の支援を

障がいの重い方々がグループホームを利用できるよう、夜間、休日の火災や事故対応、同性介助などの支援にホームヘルプ等も活用しスタッフを確保してください。

3. 地域の重度障がい児の学卒後の進路の保障を

特別支援学校高等部等の卒業生の主要な進路先である生活介護や就労継続支援B型事業所については、区や地域によって大きな偏りがあります。居住地域における通所の安定性の確保の観点から、地域偏差を解消する施設整備を行ってください。



4. **65歳になった障がい者の方がニーズに応じて障がい福祉サービスの利用が継続できるように**
ご本人が65歳を過ぎられても、その方のニーズに障がい福祉サービスがふさわしく、環境の変化で健康面や経済的環境等を損なう恐れがある場合は、障がい福祉サービスの継続利用を認めてください。
5. **大規模な災害時、障がいのある方々が適切に避難できる体制の整備を**
地震、風水害等の大規模災害時、自力で避難することが困難な地域の障がいのある方々が、一時的に避難退避できる福祉避難所のマニュアル、体制整備を図ってください。また、地域の防災計画に障がい者に対する対策を盛り込むようにしてください。
6. **地域生活機能強化施設を各区に拠点整備を**
国において検討されているホーム、ショートステイ、ホームヘルプ、相談支援等の総合的な拠点機能を併せ持つ、機能強化型施設を各区に1カ所整備してください。
7. **地域の障がい児者のサービス調整と権利擁護を図るために、27年度から義務化されるサービス等利用計画の実施及び相談支援体制の見直しと計画的整備を**
指定特定相談支援事業所、相談支援専門員の質量を確保してください。また、行政文書を読み込むことの慣れない一般家庭や利用者にわかりやすい周知、啓発を行ってください。
8. **強度行動障がい者拠点支援センターモデル事業の効果的な運用と発展的継続を**
福岡市独自の先駆的事业である強度行動障がい者拠点支援事業が質量ともに充実するよう年度ごとの検証を踏まえ、継続、強化してください。また、強度行動障がいのある方々へのサービス提供を行う事業所を増やすために支援時の単独加算制度を設けてください。
9. **発達期の障がい児に対する在宅サービスが、適性かつ関係者が連携して提供されるために関係協議機関の設置を**
障がい児の在宅サービスについては、大切な発達期の支援という観点から、療育的な視点にも留意し、教育、児童福祉、障がい福祉、医療、労働機関等の垣根を越えて、教育行政と福祉行政が連携して関係者の情報の共有及びトータルな支援が可能になるよう、特別支援学区福祉ネットワーク会議を設置してください。
10. **障がい者差別禁止条例の制定を**
障がいのある人が地域で障がいのない人と共生することの大切さや障がい者差別、合理的配慮等が一般市民に具体的にわかりやすく啓発、浸透し、差別を受けた方が救済される仕組みなどが盛り込まれた地域性も踏まえた条例を制定してください。

編集・発行 社会福祉法人 葦の家福祉会
〒814-0153 福岡市城南区樋井川4丁目1-17
☎ 092(873)7481 (法人本部)
H.P. <http://www.ashi.sakura.ne.jp>